

「指導計画の作成と内容の取扱い」について考える ⑨

「第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、
道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す
内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること

学習指導要領の第1章総則の第1の2で、「学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」と規定されています。

この項目は、これを受けて、美術科の特質に応じて道德について適切に指導する必要があることを示しています。

美術科における道德教育の指導では、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、美術科の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要があります。

美術科では、目標を「表現及び鑑賞の活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」としています。

創造する喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものです。また、美術の創造による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものです。

大切なのは、教師が意識して言葉かけや働きかけをすることです。

これらの指導を行う際は、美術科としてのねらいの達成を目指しつつも、生徒が道德的な価値について考えを深められるように、教師が意識して言葉かけや働きかけをしていくことが大切です。そうすることで、つくりだす喜びを味わうことや、造形的な創造活動が、生徒の道德性の基盤づくりにつながっていくこととなります。

例えば、「浮世絵」等、日本の伝統的な作品を鑑賞したりする場合など、造形的な要素について学習するのはもちろんですが、浮世絵の成り立ちや海外でもその価値が高く評価されていること等教師が意識して働きかけることで、4の視点の(9)※1の価値に触れさせることができます。

また、富士山等、日本を代表するような自然を題材とした絵画等を扱うような場合も同様です。美術作品としてだけでなく、自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもつことにつながるような言葉かけや働きかけをすることで、3の視点の(2)※2が美術科における道德教育を適切に行うことと言えます。



※1 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(9) 日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

※2 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

**道徳教育全体計画「別葉」を作成し、
美術の指導や道徳の時間の指導を充実させましょう。**

次に、道徳教育の要としての**道徳の時間**の指導との関連を考慮する必要があります。

美術科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道徳の時間に活用することが効果的な場合があります。(上記、浮世絵の場合を発展させて、浮世絵の成り立ちや国内のみならず海外でもその価値が高く評価されていることについて、「世界に誇る日本の美」等のテーマで、4の(9)の価値で道徳の時間に取り上げ、考えを深めさせるなど。)

また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を美術科で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられます。(先ほどの富士山の例を発展させて、「美しい日本の自然」等のテーマで、3の(2)の価値で自然愛護、感動を主題として道徳の時間に取り扱い考えを深めさせ、その指導の成果を生かして、美術の時間に富士山の絵画等を鑑賞するなど。)

そのためにも、美術科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮するとともに、道徳教育全体計画「別葉」を作成し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切です。



今回は、「指導計画の作成と内容の取扱い」の2(5)「美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。」について、考えていきます。

2月14日(金)頃、アップの予定です。